

健全なIT社会の実現に向けて

個人情報保護対策を万全にし
住基ネットへの参加準備を始めます

広報すぎなみ平成20年8月1日号1面・2面に掲載したものと
同じ内容です（「これまでの訴訟費用」を除く。）。

区では7月8日の最高裁判所の上告棄却決定を踏まえて、住基ネット（下記参照）への参加準備を始めることにしました。参加にあたっては、区としてとれる万全な個人情報保護対策を講じていきます。

住基ネット

区市町村が管理している住民基本台帳の記載事項のうち、本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コードと、これらの変更情報）を、他の区市町村や都道府県、指定情報処理機関に専用回線を通じて提供する、全国規模のネットワークシステムです。

【これまでの経緯】

- 11年8月 = 住基ネット導入の改正住基法公布
- 12年6月 = 区長が区議会で、「住基ネットへの危惧」を表明
- 13年9月 = 「杉並区住基プライバシー条例」制定
- 14年8月 = 住基ネットへの不参加を発表
- 15年5月 = 都知事から「是正の勧告」、個人情報保護関連5法公布
- 同年6月 = 「段階的参加方式（下記参照）」での参加を決定
- 同年10月・11月 = 非通知申出の一斉受付
- 16年8月 = 国と都を被告として、訴訟を東京地方裁判所に提起
- 18年3月 = 東京地方裁判所判決（訴え却下・請求棄却）
- 同年4月 = 東京高等裁判所に控訴の提起
- 19年11月 = 東京高等裁判所判決（控訴棄却）
- 同年12月 = 最高裁判所に上告の提起
- 20年7月 = 最高裁判所決定（上告棄却）

段階的参加方式

国が認めた住基ネットへの参加の方式で、平成15年から18年まで横浜市で実施されました。全員参加を前提とした段階的な対応で、住民のプライバシーを守る立場から、非通知を希望した方の参加は、住基ネットの安全性を総合的に確認したときとするものでした。

【住基ネット訴訟について】

平成 15 年 6 月、「段階的参加方式」での参加を決定してから、区は国や都と交渉しましたが、「段階的参加は認めない」という国などの主張と、「同じ住民基本台帳法の下で、なぜ横浜市に認められ杉並区には認められないのか」という法の下での平等を求める区の主張との溝は埋まらず、その法解釈の溝を埋め早期に決着を図るためにも、司法という第三者の判断を仰ぐことにしたものです。

このたび、最高裁判所で上告棄却という残念な決定がありましたが、この住基ネット訴訟は次に掲げる社会的な意義を有しているものです。

1 分権時代の基礎自治体としてのあるべき姿勢を示したこと

行政サービスの向上と行政事務の効率化という住基ネット導入の目的が、個人の自由に優先する価値であるかどうかという問題を提起し、区民のプライバシーを守っていくという基礎自治体としての区が果たすべき責任を明らかにすることで、分権時代の基礎自治体としてのあるべき姿勢を示しました。

また、分権と自治の強化が求められている現代において、行政主体相互に意見の相違がある場合の紛争調整の仕組みが不十分であることを指摘してきました。

2 住基ネットの問題点を広く社会に伝えることができたこと

主に次の三点を指摘し、今後の IT 社会のあるべき姿について、改めて国民的な議論を行い、より多くの国民の理解と納得を得ることが必要なことを主張してきました。

(1) 費用対効果が明確でないこと

(2) 強制加入の制度は、いずれ不効率とサービスの劣化を招くこととなり、制度を崩壊させるおそれがあること

(3) 共通番号が、個人情報の国家への集積をもたらし、国民の自立心や独立自尊の精神を萎えさせるおそれがあること

【これまでの訴訟費用】

第一審（東京地裁）

《平成 16・17 年度》

- 1 弁護士費用（2 以外の必要経費を含む。） 2,062 万 5,000 円
 - 2 印紙・郵券代 16 万 9,480 円
 - 3 鑑定意見書等 512 万 1,155 円
- 小計 2,591 万 5,635 円

控訴審（東京高裁）

《平成 18・19 年度》

- 1 弁護士費用（2 以外の必要経費を含む。） 1,250 万円
 - 2 印紙・郵券代 48 万 8,700 円
 - 3 鑑定意見書等 484 万 483 円
- 小計 1,782 万 9,183 円

上告審（最高裁）

《平成 19・20 年度》

- 1 弁護士費用 1,062 万 5,000 円
 - 2 印紙・郵券代 64 万 6,680 円
 - 3 補充的意見書作成費用等 298 万 1,512 円
- 小計 1,425 万 3,192 円

総訴訟費用 5,799 万 8,010 円

【参加にあたっての対策】

区として、次の個人情報保護対策をしっかりと講じます。

1 健全なIT社会実現に向けた自治体の研究提言機構の創設

これまでの住基ネットへの取り組みを踏まえ、健全なIT社会の実現に向けて、最も住民サービスに直結した自治体の現場から、国に先立ちさまざまな提言を行う自治体相互の研究提言機構を創設します。

2 区における運用を監視する第三者機関の設置

区における住基ネットの運用状況を監視し、その結果を公表し、区民からの苦情・要望を処理するとともに、必要な改善の勧告などを行う第三者機関を設置します。

3 緊急時対応策の構築

住基ネットにおいて、区民の本人確認情報の漏えい、または不適正な利用が明らかとなった場合などにおいて、住基ネットからの切断などを含め、取るべき対応策を明確に定めます。

【住基ネット業務開始時期】

今後、国・都、LASDEC（地方自治情報センター）などとの連絡調整を行い、平成21年1月の業務開始に向けて準備を進めます。

1 住基カード・電子証明書の発行、広域交付などの業務開始

平成21年1月の開始予定です。

2 本人確認情報の行政機関など「パスポート、年金の現況届など」による利用

パスポート 平成21年1月からの見込みです。

国民・厚生年金の現況届 平成21年3月分からの見込みです。

詳細が分かり次第、「広報すぎなみ」などでお知らせします。

【住民票コードの確認について】

区は、平成 15 年 10 月、郵送により、「住民票コード」を区民の皆さん一人ひとりに通知しています。

何らかの申請などに際し「住民票コード」が不明な場合は、お手数ですが、区民課（区役所東棟 1 階）、区民事務所・分室、駅前事務所の窓口で、「住民票コード」の記載がある「住民票の写し」をご請求ください。無料で交付いたします。

その際、運転免許証・パスポート・健康保険被保険者証など、ご本人であることを確認できる書類をお持ちください。

なお、本人または本人と同一世帯の方のみが請求できます。郵送による請求はできませんので、ご注意ください。

【非通知申出者の皆さんへ】

区では、段階的参加方式による参加方針のもと、住基ネットの安全性が総合的に確認されるまでの当面の措置として、この間、本人確認情報の送信を希望しない方から、「非通知」の申出を受け付けてきました。

しかし、このたびの最高裁判所の判断を踏まえ、住民基本台帳法の定めに従い、「非通知」の申出をされた方を含め区民全員の本人確認情報を送信することにしました。なお、申出のあった「非通知」に関する情報は、本人確認情報の送信が完了した後、すべて消去します。ご理解をお願いします。